

令和 7 年度
後 期 選 抜 募 集 要 項
福島県立小高産業技術高等学校

〒979-2157 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平 78 番地
電話 (0244) 44 - 3141 (代) FAX (0244) 44 - 6687

前期選抜により定員を充足しない学科において実施する。

本校の通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」第 1 条により県下一円とする。

1 アドミッション・ポリシー

- ・工業や商業の各専門分野の学習に興味・関心があり、入学後の具体的な目標を持った生徒。
- ・専門科目の知識・技術の習得や資格取得に意欲的に取り組み、将来、地域産業の中核となり地域復興・発展を担う意欲のある生徒。
- ・高校生活に明確な目標を持ち、学習活動以外にも、生徒会や部活動、地域のボランティア活動等に意欲的に取り組む生徒。

2 募集定員

下記募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

大学科	小 学 科		募集定員
工業科	機 械 科		40名
	電 気 科		40名
	産業革新科	環境化学コース	20名
		電子制御コース	20名
商業科	産業革新科	ビジネスパイオニアコース	40名

3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 7 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

大学科（工業科と商業科）間の併願は認めない。ただし、工業科においては、募集を行う小学科及びコースが複数ある場合、小学科間、小学科とコース又はコース間において第二志望までの併願を認める。

6 出願期間

令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号の封筒に志願者の住所、氏名を記入の上、簡易書留として460円分の切手を貼付したもの）を同封の上、令和7年3月18日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書（様式統一2号の1により、県教育委員会において作成したもの）
- ② 調査書（様式共通1号）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。

- ③ 受験票用紙（様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、この要項に示した「3 出願資格」の「(2)中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ④ 受験票用紙（様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（様式共通4号の2）を添付する。

- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（様式統一1号の3又は統一3号の3）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（様式統一 5 号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出できる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が 1 年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出できる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、460 円分の切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通 3 号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和 7 年 3 月 17 日（月）から 3 月 21 日（金）までとする。
郵送の場合には、3 月 21 日（金）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
ただし、祝日は受け付けない。

9 県外からの出願

県外からの志願者は、上記 7 に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付ける。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通 2 号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- (2) 保護者が本校の通学区域（福島県下一円）に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
令和 7 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に示した「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」に該当する場合は、保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類として「住所等に関する届出書」（様式共通 10 号）を提出する。

10 願書受付

- (1) 本校において出願書類を受け付けた際には、受験番号を記入した受験票（様式統一 2 号の 2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一 2 号の 3）を交付する。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日（水）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 本校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願（様式後期2号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（様式後期2号の2）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。
ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
なお、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
 - ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた学校長は、本校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ③ ②により変更先の学校から連絡を受けた本校校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、本校に、後期選抜出願先変更者名簿（様式後期3号）を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ⑤ 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点とし、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などについても評価する。

合計190点満点とする。

面接

個人面接を実施する。志願者の適性と目的意識を確認する。

段階評価する。

作文

作文を実施する。

あるテーマについて、400～500字で自分の意見等をまとめる作文とする。

20点満点とする。

14 面接等の日時及び会場

(1) 期 日 令和7年3月24日(月)

(2) 日 程 8:40 ～ 8:55 受付
9:00 ～ 9:15 点呼・諸注意
9:30 ～ 10:10 作文(40分)
10:25 ～ 面接

(3) 会 場 福島県立小高産業技術高等学校

(4) 持ち物 受験票、上ばき、下足入れ、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム

(5) その他 下敷は使用できない。

携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

15 合格者発表

(1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に、本校で発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書(様式共通5号)を交付する。

(3) 合否に関する電話での照会には一切応じない。

(4) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

16 その他

(1) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 入学者選抜に関するその他のことは、令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱のとおりとする。